

墨田区のお知らせ

2020年  
(令和2年) 12/7

## すみだ

- ◆2面以降の主な内容  
 2面 ……「第8期計画」における施策の方向性  
 3面 ……「認知症ケアの推進」と「非常時への備えと対策」  
 4面 ……介護保険事業の円滑な運営など

## 高齢者福祉・介護保険特集号

発行：墨田区(介護保険課) ☎5608-6924 〒130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号

<https://www.city.sumida.lg.jp/>

## 皆さんのご意見をお寄せください

## 墨田区高齢者福祉総合計画・第8期介護保険事業計画「中間のまとめ」



介護予防教室の様子

区では、高齢者が生きがいをもって暮らせる社会をめざして、様々な施策を展開しています。この施策の基本となる「墨田区高齢者福祉総合計画」は、介護保険事業に関する計画と一体的に策定するものであり、3年ごとに見直しを行っています。

この度、令和3年度～5年度の計画である、「墨田区高齢者福祉総合計画・第8期介護保険事業計画」の「中間のまとめ」を作成しました。その概要などを、この特集号でご紹介します。

来年3月の策定に向け、より良い計画とするために、この「中間のまとめ」に対する皆さんのご意見をお寄せください(ご意見の提出方法は4面を参照)。

## 計画策定の趣旨

「墨田区高齢者福祉総合計画・介護保険事業計画」は、高齢者を取り巻く様々な課題に的確に対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる社会を実現するため、墨田区がめざす基本的な目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにすることを目的としています。

令和3年度からの「第8期計画」では、団塊の世代が75歳以上になる令和7年(2025年)や、国内で高齢者が最も多くなるとされる令和22年(2040年)を見据え、多様かつ複雑化すると想定されるニーズへの対応を進めていくことが必要です。

## 計画策定の方法

本計画の策定にあたっては、公募した区民や学識経験者などから構成される「墨田区介護保険事業運営協議会」等において協議・検討を行っています。

また、庁内においても、「第7期計画」の進捗状況や課題を分析するため、ワーキンググループを設置し、分野ごとの課題や解決策について検討を行っています。

さらに、計画策定に先立ち「介護予防・日常生活圏ニーズ調査」「在宅介護実態調査」等の調査を実施し、高齢者や介護者の生活実態の把握に努め、高齢者福祉施策および介護サービスの在り方について検討を行っています。

## 区民説明会の開催

墨田区高齢者福祉総合計画・第8期介護保険事業計画「中間のまとめ」について、区民説明会を開催します。ぜひ、ご参加ください。

【とき】12月15日(火) ▶午後2時～ ▶午後7時～  
 ＊いずれも同一内容【ところ】すみだリバーサイドホール1階会議室(区役所に併設)【定員】先着20人  
 【費用】無料【申込み】事前に介護保険課管理・計画担当(区役所4階) ☎5608-6924へ

## 基本理念

高齢者が生きがいをもって暮らせるしくみをつくる

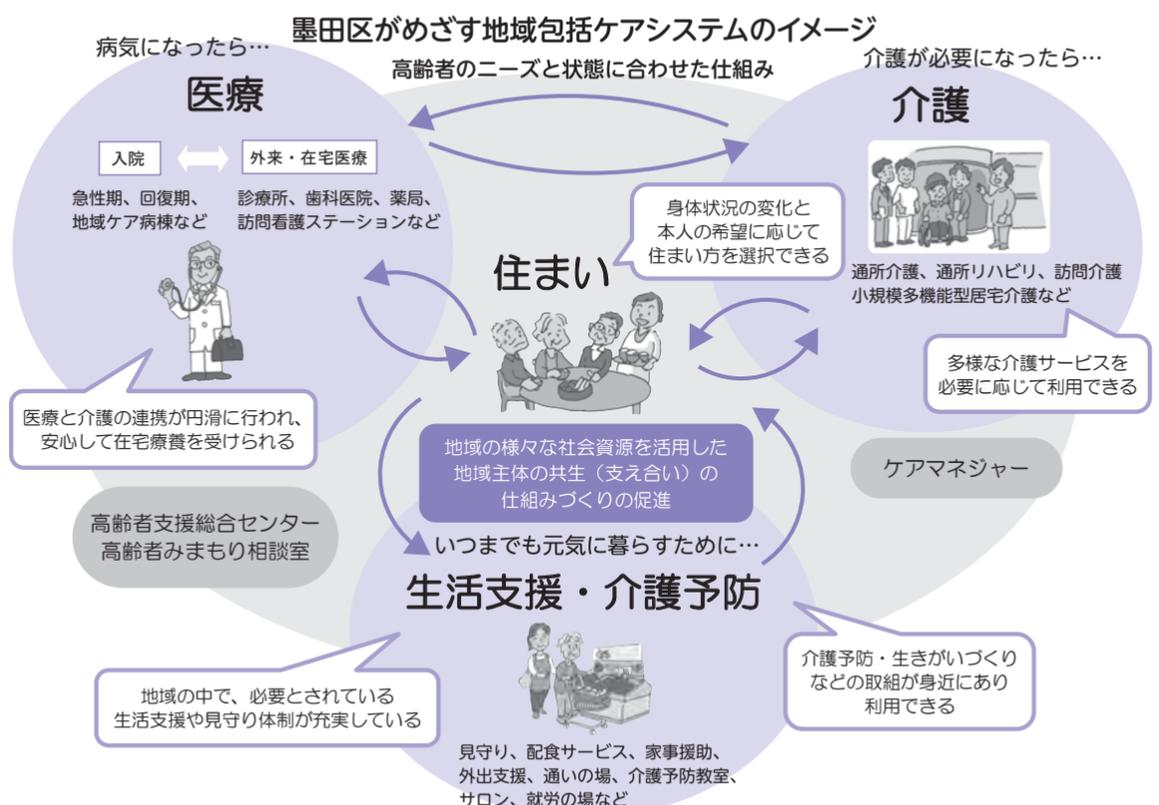
## 地域包括ケアシステムの充実

以下の5つの基本目標を設定し、地域包括ケアシステムの充実を図ることにより、基本理念の実現をめざします。

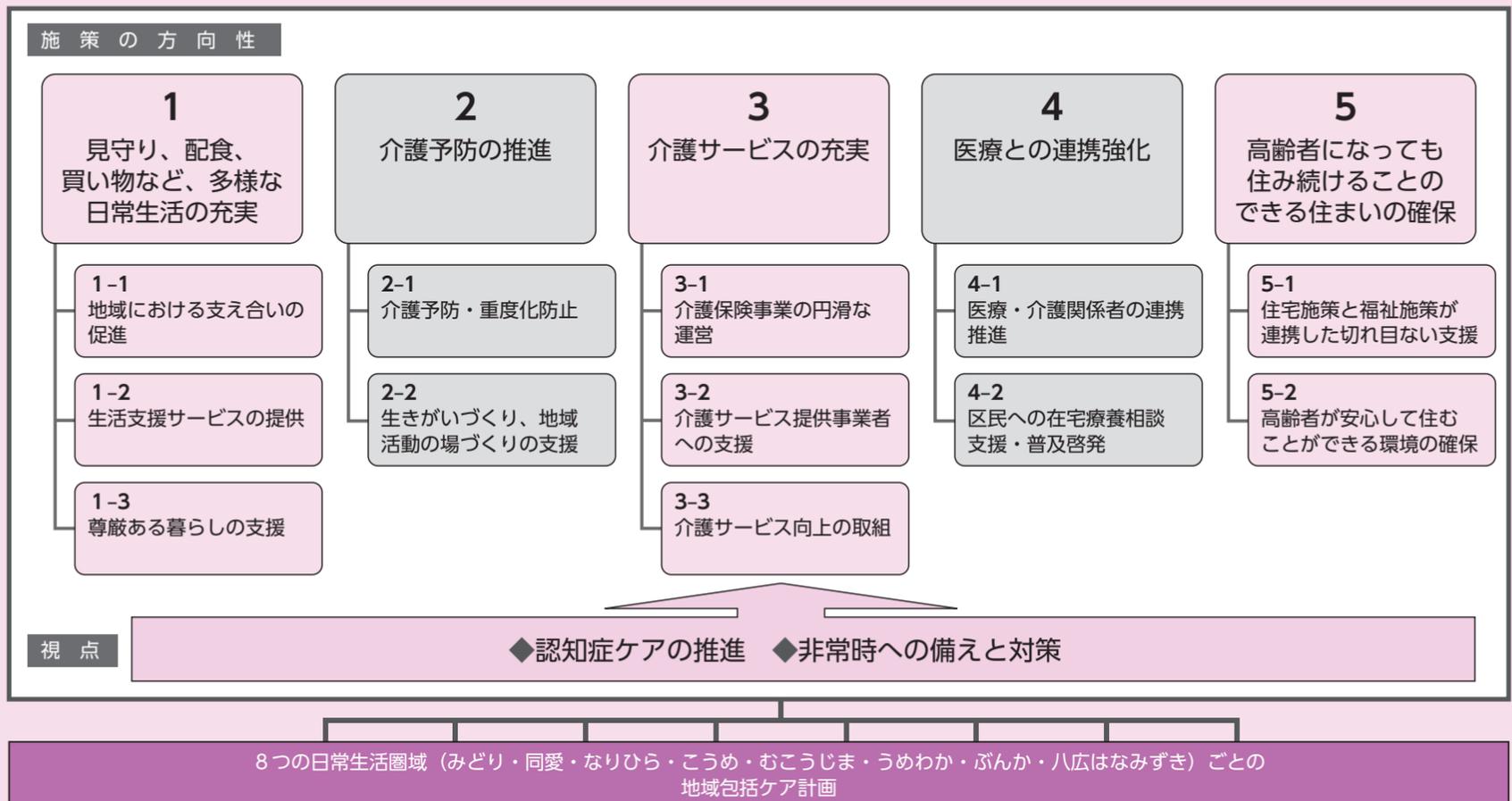
- 地域の中で必要とされている生活支援や見守り体制が充実している
- 介護予防・生きがいづくりなどの取組が身近にあり利用できる
- 多様な介護サービスを必要に応じて利用できる
- 医療と介護の連携が円滑に行われ、安心して在宅療養を受けられる
- 身体状況の変化と本人の希望に応じて住まい方を選択できる

## 地域包括ケアシステムとは…

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護・予防・医療・生活支援・住まいの5つのサービスの連携を図りながら提供していくシステムです。



# 「第8期計画」における施策の方向性



## 1 見守り、配食、買い物など、多様な日常生活の充実

### 1-1 地域における支え合いの促進

高齢者の見守り等の生活支援が地域主体で推進されるよう、地域特性を活かした多様な支え合い活動を充実させます。

### 1-2 生活支援サービスの提供

高齢者が安心して在宅生活を続けられるよう、介護保険サービスとは別に、各種の生活支援サービスを安定的に提供していきます。

同時に、変動する社会状況や区民ニーズを踏まえて、適切なサービスの在り方を検討していきます。

### 1-3 尊厳ある暮らしの支援

高齢者が地域の中で尊厳を持ち、安心して暮らせるよう、専門的・継続的な視点により、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行います。

また、関係機関と連携し、虐待の早期発見・防止、相談対応を行います。

### 【主な事業】

- 生活支援体制整備
- 高齢者見守りネットワークの充実
- 日常生活用具の給付
- 権利擁護に関する相談対応など



## 2 介護予防の推進

### 2-1 介護予防・重度化防止

高齢者が要介護状態を予防するための取組を自ら行うことで活動的な生活が送れるように、「健康寿命の延伸」をめざし、運動機能の低下防止だけでなく、低栄養防止、口腔ケアの取組も行い、フレイル予防をはじめとする高齢者の介護予防を総合的に推進します。

### 2-2 生きがいづくり、地域活動の場づくりの支援

高齢者の知識や経験等を活かせる、生きがいとなるよう学習、趣味、交流活動などの参加を支援します。また、生きがいづくりの一環として、高齢者の就労的活動を推進していきます。

### 【主な事業】

- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- 地域介護予防活動支援
- ボランティアポイント制度など

## 3 介護サービスの充実

### 3-1 介護保険事業の円滑な運営

介護保険制度では、利用者の選択に基づいて適切なサービスが提供されることを基本理念としています。

利用者が適切なサービスを選択、利用することができるよう、様々な支援策を整備し、サービスが円滑に提供される体制づくりを進めます。

### 3-2 介護サービス提供事業者への支援

今後の後期高齢者の増加に伴い増大する介護ニーズに的確に対応するために、サービスの担い手となる人材の確保、介護人材の資質の向上等の視点から各種施策を進めていきます。

また、質の高いサービスを安定的に供給するために、人材の就業支援だけでなく多様な事業者支援も充実させ、介護人材確保および資質の向上に向けた取組を進めていきます。

### 3-3 介護サービス向上の取組

介護給付適正化計画に基づき、介護給付を必要とする利用者が真に必要なサービスを適切なケアマネジメントにより見極め、事業者が適切にサービスを提供するよう促します。

そのうえで、限られた資源を効率的・効果的に活用することで、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に取り組みます。

### 【主な事業】

- 介護のおしごと合同説明会・就職面接会
- 介護職入門研修の実施
- 介護提供事業者への支援
- 給付適正化事業など



## 4 医療との連携強化

### 4-1 医療・介護関係者の連携推進

医療と介護を切れ目なく提供するため、地域の医療・介護連携の実態を把握し、課題の抽出と対応策の検討を行います。また、医療・介護関係者が、双方の業務や専門性を理解し、信頼関係を構築できるように、日常的な情報共有の支援や研修の開催等を通じた連携の推進を図ります。

### 4-2 区民への在宅療養相談支援・普及啓発

区民が在宅療養への理解を深め、安心して在宅療養を選択できるように、普及啓発を図るとともに、相談支援を行います。また、人生会議(ACP)に関する周知を併せて行います。

### 【主な事業】

- 医療・介護関係者連携推進事業
- 認知症初期集中支援チーム
- 在宅療養普及啓発など

## 5 高齢者になっても住み続けることのできる住まいの確保

### 5-1 住宅施策と福祉施策が連携した切れ目ない支援

住宅確保に当たり配慮が必要な高齢者が、住み慣れた地域で安定した生活を送ることができるよう、福祉部門と住宅部門の連携を強化していきます。

### 5-2 高齢者が安心して住むことができる環境の確保

本人の希望や状況に応じて入所できる施設・環境の整備を進めるとともに、希望する各種施設等の情報が的確に得られるような情報発信を行っていきます。

### 【主な事業】

- すみだすまい安心ネットワーク事業
- 住宅改修(バリアフリー化等)助成
- 各施設の整備など

## 5つの「施策の方向性」すべてに関連する「2つの視点」 「認知症ケアの推進」と「非常時への備えと対策」

### 視点1 認知症ケアの推進

令和元年6月18日に国が認知症施策推進大綱を取りまとめました。区はこの大綱を踏まえて、区民が認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう以下の施策を進めます。

#### ① 普及啓発と理解の促進

地域の中で、認知症の有無に関わらず、一人ひとりが同じ社会の一員として地域をともにつくっていく意識が共有されるよう、認知症に関する正しい知識の普及啓発や理解の促進を図ります。

#### ② 認知症予防に資する可能性のある活動の推進

高齢者が、認知機能の低下を遅らせ、健康で自立した生活を続けられるように、認知症予防に資する可能性のある活動を推進します。

#### ③ 医療・介護の連携推進と介護者支援

認知症の人やその家族を支えるために、早期発見・早期対応が行える仕組みや家族介護者の負担軽減、孤立防止に関する取組を充実させます。

#### ④ 認知症になっても生活しやすい環境づくりと社会参加支援

認知症の人が、外出や交流の機会を減らすことなく、これまでに築いた地域との関係を保ち、住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続けられるよう各種の取組を進めます。

### 認知症施策推進 大綱とは

#### 【基本的な考え方】

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会をめざし認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進

- \* 「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望をもって認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味
- \* 「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味

### 視点2 非常時への備えと対策

新型コロナウイルス感染症の流行や近年の災害発生状況を考慮し、「墨田区新型インフルエンザ等対策行動計画」、「墨田区地域防災計画」との整合性を図り、平時からの備えと対策を展開していますが、その一部について、ご紹介します。

## 感染症対策

### 1 平常時からの備え

日頃から介護事業所等と連携し、感染拡大防止訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務にあたることのできるような、感染症に対する研修の充実等を進めます。また、高齢者に対する、発生段階ごとの効果的な広報の方法を事前に検討します。

### 2 関係団体との連携

未発生期から施設間の連携を強化していくとともに、緊急事態宣言時を想定し、円滑に代替サービスを提供する事業者等への引継ぎがなされるよう手順を検討します。また、各サービス提供者が事業を継続できるような事業継続計画の見直しや策定に向けた取組を推進します。

また、大規模な感染症の発生時には、介護事業者等に対し防護具等の必要な物資についての確保や調達手段、輸送方法について関係部局と連携を図ります。

### 3 感染拡大防止

区は、高齢者・障害者等の社会福祉施設の各設置者に、新型インフルエンザ等が疑われる利用者、施設職員に対して、施設の利用制限や出勤自粛の徹底、受診勧奨等の感染拡大防止策を行うよう要請します。

## 災害対策

### 1 避難行動要支援者名簿の作成・共有化

避難について特に支援が必要な住民(避難行動要支援者)の把握に努めるとともに、当該住民の安否確認、避難支援、生命または身体を災害から守るため必要な措置を実施するための基礎とする名簿として、避難行動要支援者名簿を作成します。

災害発生時に、避難行動要支援者の安否確認や避難支援、救出救助を的確・迅速に行うためには、平時から支援者が避難行動要支援者情報を保有しておく必要があるため、法令による守秘義務を有し、かつ、区長と「避難行動要支援者の名簿の提供に関する協定」を締結した機関等に対し、名簿を提供します。

### 2 介護事業所における非常災害対策

介護事業所においては、「非常災害に関する具体的な計画」を立てることとされています。区の災害時の防災計画や水害時避難確保計画等について、介護事業者へ情報提供を行い、各事業所での防災対策の対応と災害用備蓄についての協力を促します。

### 3 要配慮者救護所の開設

指定避難所に要配慮者救護所を開設し、避難後の生活において様々な面での環境の整備や支援態勢の整備を図ります。

## 介護保険事業の円滑な運営

介護保険制度は、利用者の選択に基づいて適切なサービスが提供されることを基本理念としています。利用者が適切なサービスを選択し、利用するためには、様々な支援策が必要となります。

### 1 給付適正化の推進(介護給付適正化計画)

利用者の自立支援・重度化予防等に向けて、介護サービスの質の確保と介護報酬請求等の適正化を図るために、ケアプラン点検や介護給付費通知等、給付の適正化事業を実施していきます。

### 2 適正な事業運営の確保

介護給付の適正化とサービスの質の向上をめざして、介護サービス事業所に対する実地指導や必要に応じて監査を行っていきます。介護給付等の確認については、区にも事業者への立入権限等が付与されているため、実効性のある指導を行っていきます。

### 3 サービスの質の向上

介護保険制度に関する利用者の苦情等について、すみだ福祉サービス権利擁護センター等と連携し、発生状況等の分析を通じて再発防止に努めます。また、事業者に対しては、現場で働く職員等のスキルアップや意識の向上を図るため、研修会や情報交換会等を開催していきます。

### 4 利用料負担軽減への取組

介護サービス費として自己負担した月々の額が、一定の上限額を超えた場合に給付される「高額介護サービス費」や、同一世帯内で介護と医療の自己負担額が限度額を超えた場合に給付される「高額医療・高額介護合算制度」、また、利用者負担とされる施設の居住費・食費を軽減する「負担限度額認定制度」などがあります。

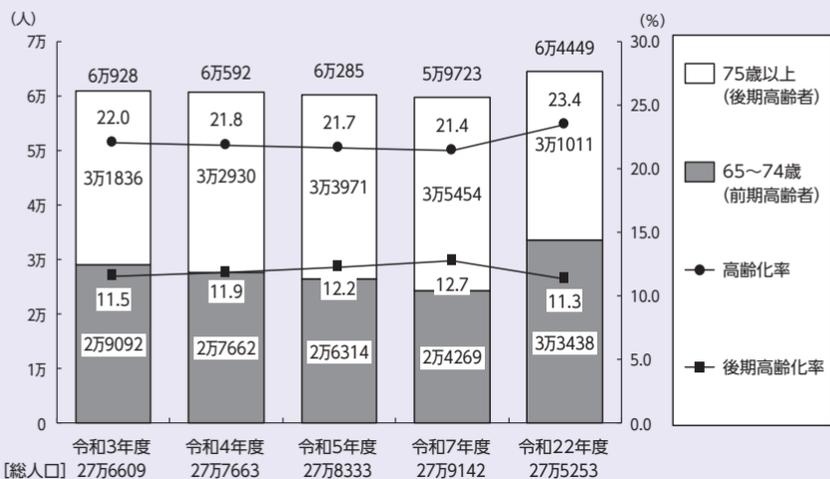
## 第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料

「第7期計画」における介護給付費の推移等を踏まえて、「第8期計画」における介護サービス見込量と、今後国から提示される介護報酬単価などを基に、令和3年度～5年度の第1号被保険者の介護保険料基準額を算定します。

現状では、サービス量(暫定値)については見込んだものの、介護報酬単価などの算定に必要な数値が未確定であるため、これらの数値が決定次第、保険料基準額の算定を行うこととします。

## 「第8期計画」におけるサービス見込量等

### ■ 墨田区の将来人口推計



### ■ 主な介護保険サービス等の見込量(暫定推計値)

区分		3年度	4年度	5年度
居宅サービス	訪問介護	2537人/月	2573人/月	2633人/月
	訪問看護	1748人/月	1772人/月	1813人/月
	通所介護	2236人/月	2273人/月	2322人/月
	通所リハビリテーション	431人/月	436人/月	446人/月
	短期入所生活介護	382人/月	387人/月	395人/月
	短期入所療養介護(老健)	63人/月	64人/月	64人/月
地域密着型サービス	小規模多機能型居宅介護	153人/月	155人/月	158人/月
	認知症対応型共同生活介護	295人/月	303人/月	326人/月
	地域密着型特定施設入居者生活介護	20人/月	20人/月	20人/月
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	36人/月	36人/月	36人/月
	看護小規模多機能型居宅介護	33人/月	34人/月	34人/月
	地域密着型通所介護	1198人/月	1220人/月	1246人/月
施設サービス	介護老人福祉施設	1105人/月	1207人/月	1207人/月
	介護老人保健施設	535人/月	549人/月	561人/月
	介護療養型医療施設	16人/月	16人/月	17人/月
	介護医療院	14人/月	14人/月	15人/月

## 介護保険特別会計の状況(令和元年度)

### ■ 令和元年度介護保険特別会計決算状況など

人口(住民基本台帳に基づく外国人を含む)	27万5529人	前年度比 2668人増
第1号被保険者数(65歳以上の方)	6万1879人	前年度比 96人増
要介護(要支援)認定者数	1万1891人	前年度比 135人増

注)人口・被保険者数・認定者数は、令和2年3月31日現在の数です。

歳入	保険料(65歳以上の方の保険料)	47億2260万円
	国庫支出金(国からの収入)	51億2030万円
	支払基金交付金(40歳~64歳の方の保険料)	53億2734万円
	都支出金(都からの収入)	29億4355万円
	繰入金(区一般会計・基金からの収入)	37億 689万円
	その他(繰越金・その他の収入)	9億4839万円
	合計	227億6907万円

歳出	総務費(認定に係る経費や職員の人件費)	5億3730万円
	保険給付費(介護保険サービス利用料の9割相当額など)	188億6057万円
	居宅サービス給付費	97億8973万円
	施設サービス給付費	53億3504万円
	地域密着型サービス給付費	25億9143万円
	特定入所者介護サービス費	4億9749万円
	高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費	6億2686万円
	審査支払事務等の委託経費	2002万円
	地域支援事業費(介護予防や高齢者支援総合センターの経費)	11億8953万円
	その他(保険料の還付や国等への返還金)	9億3480万円
合計	215億2220万円	

## 墨田区高齢者福祉総合計画・第8期介護保険事業計画「中間のまとめ」に対するご意見をお寄せください

### ■ 計画の閲覧

墨田区高齢者福祉総合計画・第8期介護保険事業計画「中間のまとめ」全文は、介護保険課・高齢者福祉課(区役所4階)、区民情報コーナー(区役所1階)で閲覧できます。また、区ホームページでも閲覧できます。

【閲覧期間】いずれも令和3年1月6日(水)まで \*土・日曜日は区民情報コーナーのみ(年末年始を除く)

### ■ ご意見の提出先

住所・氏名(団体名)・電話番号・ご意見を、郵送またはファクス、Eメールで令和3年1月6日(水)(必着)までに〒130-8640介護保険課管理・計画担当☎5608-6924・FAX 5608-6938・✉KAIGHOKEN@city.sumida.lg.jpへ

\*お寄せいただいたご意見は、個人情報に配慮した上で、公表します。